

令和8年度健康推進課栄養指導担当 栄養士（会計年度任用職員）の募集について

江東区健康部健康推進課栄養指導担当では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

募集する職名 および人数	栄養士（江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり）若干名
勤務場所	江東区健康部（保健所）健康推進課栄養指導担当（江東区東陽2-1-1）
職務内容	1.栄養指導業務全般 2.給食施設指導
応募資格 (求められる 能力)	1.管理栄養士の資格を有する方 2.パソコンの基本的な操作能力を有し、業務を遂行できる方 3.健康状態が良好であり、服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる方 4.職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方（その職を退いた後も同様とする。）
任用予定期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間あり（原則1か月） ※令和9年4月1日以降、公募によらない再度任用への申込みが可能ですが。ただし、1年内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務日数	年10日程度（土・日・祝日・年末年始を除く）
勤務時間	9時30分から15時30分（休憩時間は、12時00分から13時00分）
休 暇	年次有給休暇（勤務日数による）

報酬	<p>日給 10,418 円（令和 8 年 1 月現在）地域手当含む ※ 上記のほか、通勤手当相当（上限 55,000 円/月） ※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。</p> <p>期末勤務手当（※支給要件を満たす職の場合） 基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会计年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。</p>
加入保険	勤務日数・勤務時間数により社会保険および雇用保険への加入制度があります。
応募方法	「江東区会計年度任用職員申込書」（カラー写真を必ず貼付）に必要事項を記入し、管理栄養士の資格が確認できるものの写しとともに、下記 申込み・問い合わせ先へ令和 8 年 1 月 19 日（月）17 時まで（必着）に郵送またはご持参ください。（提出書類は返却いたしません。）
選考	<p>1.選考方法 書類選考</p> <p>2.面接実施日・場所 面接実施対象者に別途連絡</p>
注意事項	<p>地方公務員法第 16 条に該当する以下の方は応募できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
申込み・問い合わせ先	<p>〒135-0016 江東区東陽 2-1-1 江東区保健所健康推進課栄養指導担当 電話 03-3647-6713</p>